

会議の名称		令和８年度第１回世田谷区国民保護協議会
所管課（事務局）		災害対策課
開催日時		令和　８年　６月２６日（金） １３時００分～１３時１４分
開催場所		東棟３階オペレーションルーム
出席者	（委員）	別紙名簿のとおり
	（事務局）	危機管理監、危機管理部災害対策課長、危機管理部副参事（防災計画担当）、危機管理部副参事（防災推進担当）、危機管理部災害対策課職員
会議公開の可否		公開
傍聴人の数		０人
会議次第		1　開会 2　会長挨拶 3　諮問 諮問第１号　世田谷区国民保護計画の変更について 4　議事 世田谷区国民保護計画の変更スケジュール等について 5　その他 6　閉会
会議結果 審議経過 その他		○上記３「諮問」を国民保護協議会へ諮問した。 ○会議経過の詳細は別紙のとおり。 ○その他 同日、本協議会に引き続いて行われた令和８年度第１回世田谷区防災会議の中で、委員より下記の質問があった。参考として、その質疑の内容について、掲載する。 ・委員からの確認事項 ミサイル攻撃への対処を強化することとなっているが、こういった背景やどのような形を想定しているのか、前提を教えてください。 ・区からの回答 令和７年度の東京都国民保護計画の変更で、ミサイル攻撃を現実的な脅威と捉え、想定する事態として、大規模テロ等に加えて弾道ミサイル攻撃を重視することとしていること、実際にウクライナやイランでもミサイル攻撃への脅威が極めて高く、当初起こるものについてはミサイル攻撃への脅威が極めて高いと考えられることから、これらを想定している。

世田谷区国民保護協議会名簿

会長 世田谷区長 保坂 展人

令和8年6月

区分(根拠規定)	通番	役職
指定地方行政機関の職員 (武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「法」という。)第40条第4項第1号)	1	国土交通省 関東地方整備局 東京国道事務所長(代理)
	2	国土交通省 関東地方整備局 京浜河川事務所長(代理)
自衛隊に所属する者 (法第40条第4項第2号)	3	陸上自衛隊 第1普通科連隊 重迫撃砲中隊長
当該区市町村の属する都道府県の職員 (法第40条第4項第3号)	4	東京都建設局 第二建設事務所長
	5	東京都水道局 南部支所長
	6	東京都下水道局 南部下水道事務所長
	7	警視庁 第三方面本部長(代理)
	8	警視庁 世田谷警察署長(代理)
	9	警視庁 北沢警察署長(代理)
	10	警視庁 玉川警察署長(代理)
当該区市町村の副市町村長 (法第40条第4項第4号)	11	警視庁 成城警察署長(代理)
	12	副区長
当該区市町村の教育委員会の教育長及び当該区市町村の区域を管轄する消防長又はその指名する消防吏員 (法第40条第4項第5号)	13	教育長
	14	東京消防庁 第三消防方面本部長
	15	東京消防庁 世田谷消防署長
	16	東京消防庁 玉川消防署長
	17	東京消防庁 成城消防署長
当該区市町村の職員 (法第40条第4項第6号)	18	危機管理部長
当該市町村の区域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員 (法第40条第4項第7号)	19	NTT東日本株式会社 東京南支店 支店長(代理)
	20	日本郵便株式会社 世田谷郵便局長(代理)
	21	東京電力パワーグリッド株式会社 渋谷支社長
	22	首都高速道路株式会社 東京西局 副局長
	23	東京ガス株式会社 東京中支店長(代理)
	24	京王電鉄株式会社 鉄道事業本部 鉄道営業部 京王東管区長
	25	小田急電鉄株式会社 下北沢駅長
	26	東急電鉄株式会社 鉄道事業本部 運輸部 三軒茶屋駅長
	27	一般社団法人東京都トラック協会 世田谷支部長
	28	一般社団法人世田谷区医師会 理事
国民の保護のための措置に関し知識又は経験を有する者 (法第40条第4項第8号)	29	一般社団法人玉川医師会 理事
	30	公益社団法人東京都世田谷区歯科医師会 理事
	31	公益社団法人東京都玉川歯科医師会 理事
	32	一般社団法人世田谷薬剤師会 監事
	33	一般社団法人玉川砧薬剤師会 理事
	34	株式会社世田谷サービス公社 代表取締役(代理)
	35	JCOMマーケティング株式会社 世田谷オフィス 関東第1人事管理統括部 アシスタントマネージャー(代理)
	36	社会福祉法人世田谷ボランティア協会 理事長
	37	世田谷区立男女共同参画センターらぷらす 館長
	38	世田谷区赤十字奉仕団 委員長
	39	特定非営利活動法人せたがや福祉サポートセンター 理事
	40	世田谷消防団長
	41	玉川消防団長
	42	成城消防団長
	43	区議会議員
	44	区議会議員
	45	区議会議員
	46	区議会議員
	47	区議会議員
	48	世田谷地域区民防災会議会長
	49	北沢地域区民防災会議会長
	50	玉川地域区民防災会議会長
	51	砧地域区民防災会議会長
	52	烏山地域区民防災会議会長
	53	町総連常任理事(奥沢交和会理事長)

※役職欄に(代理)の記載がある場合は代理者が出席、網掛けの場合は欠席

令和 8 年度
第 1 回世田谷区国民保護協議会

令和 8 年 6 月 26 日

午後 1 時開会

○危機管理部長 それでは、定刻になりましたので、始めさせていただきます。本日は、皆様、大変お忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。ただいまから、第 1 回世田谷区国民保護協議会を開催いたします。

私は、進行を務めます危機管理部長の◆◆でございます。どうぞよろしくお願いいたします。着席にての進行、恐縮ですが、このまま進めさせていただきます。御了承ください。

それでは初めに、連絡事項をお伝えさせていただきますけれども、今日はオンライン会議で参加されている委員の方が数名いらっしゃいます。オンライン会議で出席の方につきましては、カメラの取扱い、それからマイクの取扱いについて、それぞれ御注意いただきたいと思います。それから、2 つ目ですが、会場で御参加の方ですけれども、マイクの取扱いになりますけれども、お話しいただく際には、右側のボタンを押して赤ランプになりましたら、お話しいただくと。お話が終わりましたら、また右側のボタンを押すと赤ランプが消えますので、それぞれお願いいたしたいと思います。それから、3 つ目ですけれども、本日の会議は、会議内容を議事録を取る関係で、写真撮影、それから議事録をまとめさせていただきますので、必要に応じまして区のホームページ等で公開する予定となっておりますので、あらかじめ御了承願います。

それから、本日の会議ですけれども、初めに国民保護協議会を開催いたしまして、終了次第、防災会議を引き続き開催させていただきます。

それでは、国民保護協議会の資料等の確認をまず初めにさせていただきたいと思えます。先日、皆様方にお送りさせていただきました事前送付資料、それから、本日新たに机上天にて配付している資料がございますので、御確認をお願いいたします。事前に送付の資料ですけれども、国民保護協議会の次第、資料 1、諮問第 1 号（写）、資料 2、世田谷区国民保護計画の変更スケジュール等についてになります。内容については変更等はございません。

それから、本日新たにお手元、机上天にて配付していますが、資料 3、世田谷区国民保護協議会委員名簿、資料 4、世田谷区国民保護協議会条例、参考資料 1、現行の世田谷区国民保護計画（概要版）、参考資料 2、東京都国民保護計画変更の概要をお手元に配付してございます。

資料は以上になりますけれども、受付で併せて座席も配付してございますので、随時、

御活用ください。もし資料等に漏れがありましたら、お近くの職員にお声がけいただければ幸いですので、お申出をお願いいたします。

あわせて、オンライン出席の方にも同様に資料のメールを送付させていただいております。また、適宜、会議中に画面のほうでも資料共有させていただきますので、御確認のほう、お願いいたします。

次に、委員の方々への委嘱でございますけれども、令和10年5月22日までの任期で皆様方に委員をお願いさせていただいております。本来ですと、お一人ずつに委嘱状をお渡しするところでございますけれども、時間の関係上、机上の配付で交付に代えさせていただきますと思います。また、オンラインの方につきましても、事前に委嘱状をお送りさせていただいてございます。

それでは、本協議会の会長であります◆◆区長より御挨拶を申し上げます。会長、よろしくをお願いいたします。

○◆◆会長 皆様、こんにちは。区長の◆◆でございます。世田谷区国民保護協議会会長として御挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には、世田谷区国民保護協議会委員を快くお引き受けいただきまして、誠にありがとうございます。国民保護法では、我が国に対して外部からの武力攻撃やテロ等の事態が発生した際、国、東京都、区が連携、協力して対処することとされており、世田谷区は区民の避難誘導や救援等の措置を行い、区民を保護する役割を負っているところでございます。国における国民の保護に関する基本指針の変更、昨年7月の東京都国民保護計画の変更、世田谷区地域防災計画の修正を踏まえ、世田谷区の国民保護計画につきましても変更を行ってまいります。変更に際しましては、区より国民保護協議会への諮問の上、皆様に御審議いただき、答申させていただく予定でございます。武力攻撃やテロ等の事態が発生した際、区民の皆様を適切に保護する体制の準備に向け、御審議いただきますことをお願い申し上げ、冒頭の御挨拶とさせていただきます。

○危機管理部長 ありがとうございました。

続きまして、本日御出席の国民保護協議会の委員の皆様のお紹介ですが、こちらも時間の都合上、割愛させていただきたいと思っております。お手元の委員名簿の配付をもって御紹介に代えさせていただきたいと思っておりますので、御確認をお願いいたします。

なお、委員名簿の網かけされている方につきましては、本日、御欠席ということで、代理氏名欄にお名前がある方に御出席をいただいている状況がございます。また、お名前の

横に米印がついていらっしゃる委員の方につきましては、オンラインでの御出席となっております。なお、本日の協議会につきましては、世田谷区国民保護協議会条例第4条の第2項で、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができないと定められておりまして、本協議会につきましては成立してございます。

続きまして、諮問、議事に進みたいと思います。進行につきましては、これ以降、会長であります◆◆区長にお願いしたいと思います。会長、よろしくお願いいたします。

○◆◆会長 それでは、これからの進行を務めてまいりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

まず、諮問についてですが、お手元の資料1、諮問文写しを御覧ください。諮問文の読み上げは、事務局よりお願いいたします。

○事務局（防災推進担当副参事） それでは、私は、事務局を務めます危機管理部副参事防災推進担当の◆◆でございます。

それでは、諮問文を読み上げます。

〔諮問文を朗読〕

以上でございます。

○◆◆会長 ただいま国民保護協議会に諮問を受けましたので、協議会において皆様の御意見をいただきながら、世田谷区国民保護計画の変更を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、次第4、議事に入ります。議事の進め方でございますが、最初に事務局から御説明をいたしまして、その後に各機関の方から補足の説明などがございましたら御発言をいただきまして、その後に質疑に入らせていただきたいと存じます。よろしいでしょうか。

では、世田谷区国民保護計画の変更スケジュールについて事務局より説明をお願いします。

○事務局（防災推進担当副参事） それでは、御説明申し上げます。資料2、世田谷区国民保護計画の変更スケジュールについてを御覧ください。

まず、1の主旨は、先ほどの諮問文と同様の内容でございます。

次に、2の国民保護計画の概要ですが、国民保護計画は、法律に基づき、外部からの武力攻撃や大規模テロがあった際に、国、都、区が連携して迅速、的確に住民を保護するためにあらかじめ策定するものであり、区では平成19年3月に策定しております。なお、国

の方針変更や都の計画変更に伴い、令和2年3月に一部修正しております。区の現行計画の主な内容といたしましては、概要版を別添の参考資料として添付しておりますので、後ほど御確認ください。

元の資料に戻りますが、3、区の計画における今回の主な変更内容を記載しておりますので、これらの内容を踏まえて進めてまいります。また、裏面及び2枚目には修正箇所の一覧表をつけておりますので、併せて御確認いただければと思います。

4の変更の手続きにつきましては、東京都と協議しつつ、本国民保護協議会に諮問し、御審議いただいた上で答申をいただき、区で決定していくという流れになります。

最後に、5の今後のスケジュールでございます。本協議会の後、事務局で素案のたたき台を作成し、来月に協議会委員の皆様へ送付させていただきます。御意見等をいただきます。御意見等の調整を行いまして、議会へ報告し、東京都への協議を経て、令和8年12月に本協議会において案について答申をいただく予定でございます。

説明は以上です。

○◆◆会長 以上、事務局より説明をさせていただきましたが、関係機関の皆様方から補足の説明等がございましたら、会場出席の方は挙手で、オンライン出席の方は手を上げるのボタンをクリックしてください。順次、御説明いただきます。何かございますでしょうか。いかがでしょうか。

では、ございませんようですので、引き続きまして、質疑に入らせていただきます。御質問、御意見等がございましたら、会場出席の方は挙手、オンラインの出席の方は手を上げるボタンをクリックしてください。順次、質疑のほうをいただいております。いかがでしょうか。

ございませんでしたら、本日、委員の皆さん御出席の下で、世田谷区国民保護計画の修正素案づくりを進めてまいりたいと思います。今後につきましては、先ほどの説明のとおり、来月をめぐりまして修正素案のたたき台を委員の皆様宛てにお送りさせていただきます、8月中をめぐりにいたしまして御意見等をいただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして議事は終了させていただきますが、今後、お気づきの点がございましたら、事務局までお寄せいただきたいと存じます。今後とも、委員の皆様方のお力添えをよろしくお願いいたします。

議事は以上になります。

これもちまして、本日の国民保護協議会を閉会いたします。引き続き、世田谷区防災会議を行いますので、よろしくお願いいたします。

午後 1 時14分閉会